

福祉委員設置要綱

(目的)

第1条 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題に目を配り、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を図るため、小地域における地域福祉活動を進める福祉委員を設置し、小地域の福祉の推進に資する。

(福祉委員の役割)

第2条 福祉委員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 担当地域の見守り活動を通して、福祉課題に目を配り、地域福祉の推進に努める。
- (2) 担当地域内の福祉課題を発見した場合には民生児童委員などの関係者に連絡し協力を努める。
- (3) 担当地域における住民相互の助け合い活動に努める。
- (4) その他、地域福祉活動に必要とされる事業への参加・協力を努める。

(福祉委員の選出)

第3条 福祉委員は、社会福祉に関心があり熱意と理解のある住民の中から、自治会長の推薦により選出し、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長と各地区社会福祉協議会会長の連名によりこれを委嘱する。

(任期)

第4条 福祉委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選出基準)

第5条 福祉委員の選出基準数は、自治会に1人以上とする。

(守秘義務)

第6条 福祉委員は、その活動上、知り得た個人情報、その他秘密事項を漏らしてはならない。福祉委員を退いた後においても同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、福祉委員設置に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。